

# 「改正建設業法等に関する説明会」

～改正建設業法、改正政省令の説明と実務上の留意点～

**主催：公益社団法人全国解体工事業団体連合会**

## 1. 説明会の趣旨

建設業法が第186回通常国会で改正され、平成26年6月4日に公布されました。改正建設業法においては、建設業許可業種区分に「とび・土工工事業」から分離独立する形で、「解体工事業」が新設されることになり、技術者制度も改正されることになりました。

しかしながら、必ずしも改正内容が周知徹底されているとは言えません。

そこで、解体工事に係る皆様に改正法の趣旨及び解体工事における実務上の留意点を説明する機会を設けて解体工事における安全性の確保及び向上に資することを目的として、本説明会を開催いたします。

## 2. 内容及び講師等

「改正建設業法及び関係政省令の説明」：国土交通省担当官

## 3. 会場（7カ所：札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡）と日時

2/24 (水)	愛知：名古屋企業福祉会館6F ホール	説明会：13:30～15:30 講演（60～90分） 質疑応答（30分以内）
2/26 (金)	広島：RCC文化センター702	
3/1 (火)	宮城：仙台国際センター白樫	
3/4 (金)	東京：日本教育会館第一会議室8F 第一会議室	
3/7 (月)	北海道：北海道建設会館9階大ホール	
3/8 (火)	福岡：福岡建設会館6F 会議室	
3/9 (水)	大阪：新梅田研修センターLホール	

4. 参加資格はとくにありませんが、解体工事関係者のご参加を想定しています。

5. 参加費：無料。

## 改正建設業法等説明会申込書

### 申込方法

\* 下記申込書に必要事項を記入の上、本紙をそのままFAXしてください。

\* 申込先FAX番号 03-3555-2133（受付時間：午前10時～午後4時30分）

\* 各会場とも受付先着順で定員になり次第締め切らせて頂きます。

\* 参加証はFAXにてお送りします。（当日は参加証を受付にお示しください。）

\* 電話でのお問い合わせはご遠慮ください。申込状況はホームページでお知らせいたします。

## 申込書

参加希望の開催地を○で囲ってください。《 札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡 》

会社名： \_\_\_\_\_

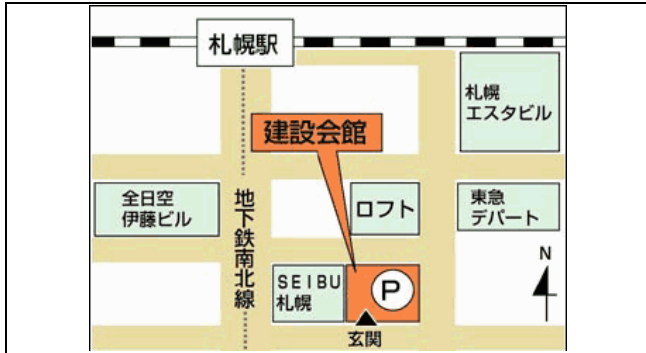
会社住所：〒 \_\_\_\_\_

会社TEL： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_ (参加証送り先)

申込者の氏名	役職名	備考
フリガナ		
フリガナ		

\* 申込者が多数の場合は、お手数ですが本紙をコピーしてお使いください。

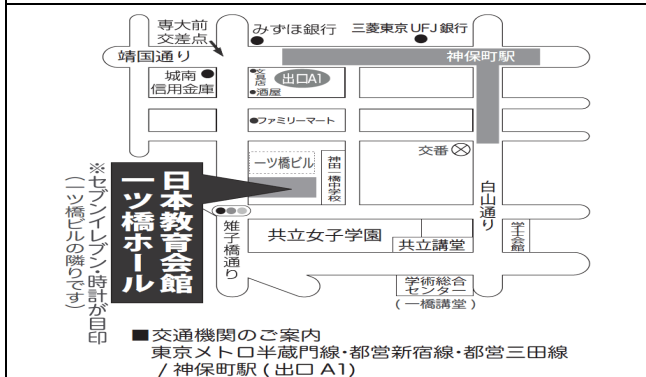
# 会場案内図



**3月7日(月)北海道会場:北海道建設会館(9大ホール)**  
 TEL: 011-261-6218 所在地:札幌市中央区北4条西3-1  
 JR/「札幌」駅(南口)から徒歩5分



**3月1日(火)宮城会場/仙台国際センター**  
 TEL: 022-265-2450 所在地:仙台市青葉区青葉山  
 バス/「博物館・国際センター前」から徒歩約1分



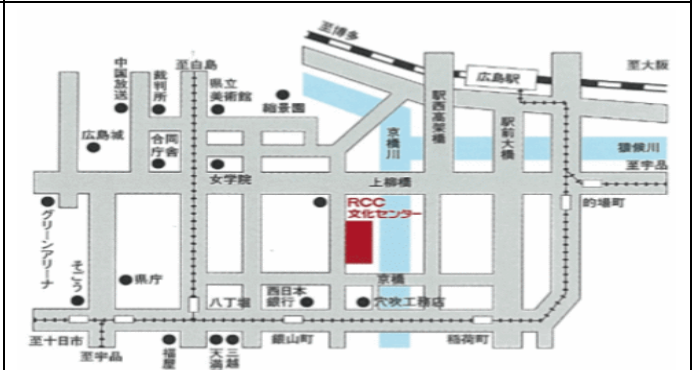
**3月4日(金) / 日本教育会館 (8F 第一会議室)**  
 TEL: 03 3230 2833 所在地:千代田区一ツ橋2-6-2  
 都営新宿線・東京メトロ半蔵門線/「神保町」駅(A1出口)から徒歩約3分  
 都営三田線「神保町」駅(A8出口)から徒歩約5分



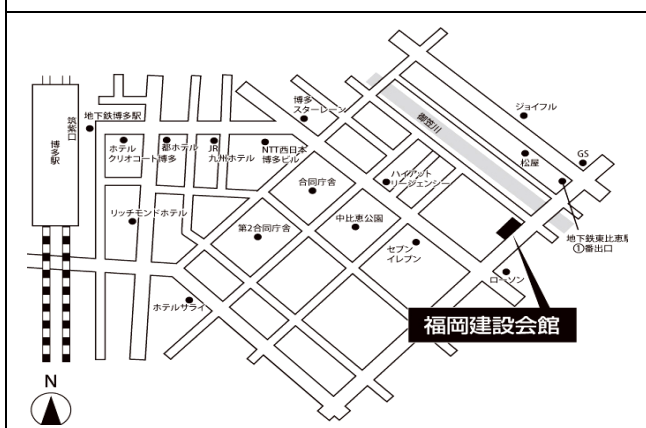
**2月24日(水) / 名古屋中小企業福祉会館 (6Fホール)**  
 TEL: 052-221-6721 所在地:名古屋市中区大須2-19-36  
 地下鉄鶴舞線/「大須観音」駅下車2番出口から徒歩約4分



**3月9日(水)/新梅田研修センター (Lホール)**  
 TEL: 06-6612-7733 大阪市福島区福島6-22-20  
 阪急/「梅田」駅 茶屋町口から徒歩約12分  
 阪神/「梅田」駅西改札口から徒歩約10分



**2月26日(金) / RCC文化センター (7F 702号室)**  
 TEL: 082-222-2288 広島市中区橋本町5-11  
 JR「広島」から徒歩 約10分  
 広島電鉄「銀山町電停」から徒歩5分



**3/8(火)/福岡建設会館(6F 会議室)**  
 TEL: 092-477-6736  
 福岡市博多区博多駅東3-14-18  
 地下鉄/空港線「東比恵」1番出口から徒歩2分  
 JR/「博多」(筑紫口)から徒歩約15分